

第 22 回建築環境部会及び第 19 回建築基準制度部会合同会議での
ご意見を踏まえた、パブリックコメント時点での報告案の修正点について

※令和 3 年 12 月 7 日開催 第 22 回建築環境部会及び第 19 回建築基準制度部会合同会議における報告案について、同会議でのご意見を踏まえ、パブリックコメント（令和 3 年 12 月 9 日開始）時点で反映した修正点を明示

※ページ番号等は資料 1－1 に対応

<修正 1 >

I. はじめに（p. 2 36 行目～p. 3 4 行目）

修正内容
<p>本報告は、こうしたこれまでの取組を更に進め、建築物の質の向上を図りつつ、建築物分野の中期目標の達成を図るため、さらには脱炭素社会の実現に寄与できるよう、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策及び建築基準制度のあり方を</p> <p>① 建築物の省エネ性能の一層の向上 ② CO2 貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進 ③ CO2 貯蔵に寄与する既存建築ストックの長寿命化</p> <p>の観点から取りまとめたものである。</p>

<修正 2 >

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

(1) 新築建築物における省エネ基準への適合の確保に関する現状と課題（p. 4 7～23 行目）

修正内容
<p>これまで、建築物省エネ法においては、建築物の省エネ性能を向上させるため、建築物の規模・用途に応じた以下の規制的措置を講じている（表 1 参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> このうち、省エネ基準への適合義務中・大規模の非住宅建築物については、建築主に対し、省エネ基準への適合義務を課した上で、建築工事への着手前に所管行政庁等による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を受けなければならないこととされ、それを、建築基準法の建築確認・検査制度と連動させることにより、省エネ基準に適合しない場合は、建築工事の着手を禁ずるといった措置等によりその実効性が確保してされている。 中・大規模の住宅については、建築主は、建築工事の着手前に省エネ性能確保のための計画を所管行政庁に対し届け出なければならないこととし、所管行政庁は、当該計画が省エネ基準に適合せず、省エネ性能の確保のため必要があると認

めるときは、計画変更等の指示及び命令を行うことができることとすることにより、省エネ性能の確保を促している。

- ・小規模の非住宅建築物及び小規模の住宅については、建築主に対し、省エネ基準への適合の努力義務を課すとともに、これらの設計を行う建築士に対し、省エネ基準への適合性を評価した結果を建築主へ説明することを義務付けることにより、省エネ性能向上に関して建築主の行動変容を促している。

<修正3>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

- (1) 新築建築物における省エネ基準への適合の確保に関する現状と課題 (p.5 7～11 行目)

修正内容
省エネ基準への適合状況等を勘案してその対象を検討してきたところであるが、 今般、温室効果ガス排出量の削減目標が大幅に強化され、建築物分野においても省エネルギーの徹底が不可欠となっている。 こうした中、これまで講じてきた各般の省エネ対策の進捗により、

<修正4>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

- (1) 新築建築物における省エネ基準への適合の確保に関する現状と課題 (p.6 4～9 行目)

修正内容
さらに、通風の確保など地域の気候・風土・文化を踏まえた工夫の活用により優れた居住環境の確保を図る伝統的構法による住まいづくりの重要性に配慮し、地域の気候及び風土に応じた住宅（以下「気候風土適応住宅」という。）については、国が定める要件、又は所管行政庁において各地域の自然的社会的条件を踏まえ定めた要件に適合する場合は、省エネ基準を合理化しているところである。

<修正5>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

- (2) 省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保に関する現状と課題 (p.6, 25 行目～p.7 1 行目)

修正内容
ZEH ² ・ZEB ³ やLCCM ⁴ 住宅（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅）への財政上の支援のほか、

<修正 6 >

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

(2) 省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保に関する現状と課題 (p. 6 注釈 2, 3、 p. 7 注釈 4)

修正内容
<p>² 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。(令和元年度 ZEH ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ、令和 2 年 4 月)</p> <p>³ 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。(ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ、平成 30 年 5 月)</p> <p>⁴ 建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省 CO2 に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時の CO2 排出量も含めライフサイクルを通じての CO2 の収支をマイナスにする住宅</p>

<修正 7 >

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

(2) 省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保に関する現状と課題 (p. 7 8 行目)

修正内容
<p>【誘導目標の明確化引上げ等】</p>

<修正 8 >

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

(2) 省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保に関する現状と課題 (p. 8 26～33 行目)

修正内容
<p>省エネ基準への適合義務の対象が、(1)に記載のとおり原則全ての建築物に拡大される場合、省エネ基準への適合を促すことを目的とした説明義務制度は不要とな</p>

る。~~が~~

一方で、建築物分野の中期目標等の達成に向けては、省エネ性能のより高い建築物が選好されるよう、特に住宅においては、省エネ性能向上による光熱費等の削減のほか、良好な温熱環境の確保による快適性や健康面でのメリットなども含めた情報提供を通じ、引き続き、国民や事業者の意識向上や行動変容を促していくことが必要である。

<修正 9>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

(3) 既存建築ストックの省エネ化等に関する現状と課題 (p. 9 17~18 行目)

修正内容

こうした課題があるなかでも、既存建築ストックの省エネ改修による省エネ性能の向上や良好な温熱環境の確保を促進するため、

<修正 10>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

(4) 建築物における再生可能エネルギーの利用の促進に関する現状と課題 (p. 10 2~4 行目)

修正内容

政府の中期目標等の達成に向けては、建築物分野においても太陽光、太陽熱やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用の促進を図ることが必要である。

<修正 11>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

1. 現状と課題

(4) 建築物における再生可能エネルギーの利用の促進に関する現状と課題 (p. 10 25~29 行目)

修正内容

- ・再生可能エネルギーは、地域における面的な取組を進めることが重要であること
- ・太陽光発電設備については、地域の景観や反射光による影響への配慮が必要であること
- ・~~ことり~~、また設置後の維持管理等に対し消費者の理解を深める必要があること

<修正 12>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

2. 講ずべき施策の方向性

(1) 新築建築物における省エネ基準への適合の確保 (p. 11 32～37 行目)

修正内容
5) 気候風土適応住宅について、所管行政庁における各地域の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた要件設定の促進を図る。
5) 6) 新築の財政・税制上の支援、機構によるフラット 35 については、義務付けに先行して省エネ基準への適合を要件化するなど、省エネ基準への適合率の一層の向上を誘導し、全面義務付けが混乱なく導入される環境の整備を図る。

<修正 13>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

2. 講ずべき施策の方向性

(2) 省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保 (p. 12 13～16 行目)

修正内容
3) 省エネ基準への適合義務を全ての建築物に拡大することに伴い、現行の小規模建築物に係る省エネ基準への適合状況に係る説明は不要となるが、今後は、省エネ性能の一層の向上に関し、全ての建築物を対象として、設計委託時における建築士から建築主への省エネ性能の一層の向上に関する説明の促進を図る。なお、現行の小規模建築物に係る説明義務制度は、省エネ基準への適合義務を全ての建築物に拡大することに伴い廃止する。

<修正 14>

II. 建築物の省エネ性能の一層の向上

2. 講ずべき施策の方向性

(3) 既存建築ストックの省エネ化等の促進 (p. 12 34～38 行目)

修正内容
1) 増改築を行う場合における省エネ基準への適合義務について、省エネ基準への適合義務の範囲を住宅にも拡大することや省エネ基準を段階的に引き上げていくことを踏まえ、 過度な負担とならず増改築そのものを停滞させないよう、 増改築部分のみ省エネ基準への適合を求めるなど、 合理的な過度な負担とならず増改築そのものを停滞させないことに配慮した規制とする。

<修正 15>

iv. CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進

1. 現状と課題

- (2) 中大規模建築物の木造化や、混構造などの部分的な木造化の促進に関する現状と課題 (p. 17 18～20 行目)

修正内容
・木造部分と一体で整備される RC 造等の他の構造部分にもについても、 火災性状の激しい木造部分を想定した規定が適用されること 木造部分と区別することなく、木造部分に求められる規定が全体を対象として適用されること

<修正 16>

III. CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進

2. 講ずべき施策の方向性

- (1) 小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置 (p. 18 7～14 行目)

修正内容
2) 1) の基準や省エネ基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に確保するため、建築確認・検査の対象外となっている建築物の範囲及び審査省略制度の対象となっている建築物の範囲を縮小し、現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。これにより、構造種別を問わず、階数2以上又は延べ面積 200 m ² 超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。

<修正 17>

V. 引き続き検討すべき課題等 (p. 23 1 行目)

修正内容
IV. その他 引き続き検討すべき課題等

<修正 18>

V. 引き続き検討すべき課題等 (p. 23 21～22 行目)

修正内容
6. 建築物の質の確保・向上を担うに向けて、官民の技術者の確保・育成、 設計者等の技術向上や、設計業務、 工事監理業務、関連資格制度等のあり方